



愛護動物

あなたの近くにいて、小さな命。まもってあげてください。

きず

傷

捨

てる

こと

事は犯罪です。

はんざい



す

**愛護動物への虐待・遺棄は
厳しく罰せられます。**

■ 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、
5年以下の懲役 又は **500万円以下の罰金**に処する
こととされています。

■ 愛護動物に対し[※]虐待を行った者は、
1年以下の懲役 又は **100万円以下の罰金**に処する
こととされています。

■ 愛護動物を遺棄した者は、
1年以下の懲役 又は **100万円以下の罰金**に処する
こととされています。

※虐待とは、

- ・みだりにその身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又は、その恐れのある行為をさせること
- ・みだりに給餌もしくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼育し、もしくは保管することにより衰弱させること
- ・自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと
- ・排泄物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することなどとされています。

「動物の愛護及び管理に関する法律」より

令和2年6月から、
罰則が
強化されました。



堺市保健所 動物指導センター

〒590-0013

堺市堺区東雲西町1丁8-17

TEL 072-228-0168 FAX 072-228-8156

堺市行政資料番号 1-H2-20-0005